

別表十二（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が平成31年改正法附則第53条（新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成31年改正前の措置法第55条の2（新事業開拓事業者投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「積立限度額6」の欄は、「特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日2」の欄に記載された日が平成29年3月31日以前である場合には「50又は」を消し、その他の場合には「又は80」を消します。